

収 入

[修繕]

印 紙

請 書

(発注者)

令和 年 月 日

三 郷 市 長 木 津 雅 晟 あて

住 所

(受注者) 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

修 繕 名	
修 繕 場 所	三郷市
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
請 負 代 金 額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金 円
契 約 保 証 金	三郷市契約規則第 1 7 条第 6 号の規定により免除
完 了 検 査 時 期	修繕完了通知書を受理した日から 1 4 日以内
請負代金の支払時期	請求書を受理した日から 4 0 日以内

上記の修繕を、次の事項により施工することをお請けします。

- 1 上記の修繕を、上記の工期限内に別冊の仕様書及び図面に基づき完了すること。
- 2 この契約によって生ずる権利義務を、発注者の承認を得ずに、第三者に譲渡し又は承継しないこと。
- 3 修繕の施工に関しては、すべて発注者（または発注者が指定した担当者）の指揮監督に従うこと。
- 4 修繕の使用材料は、使用前に発注者の検査を受け、合格したものを使用すること。検査の結果不合格となった材料は、遅滞なく引き取ること。
- 5 水中又は地下に埋設する修繕、その他完了後外部から確認できない修繕を施工するときは、担当者の立会いのもと施工すること。
- 6 修繕の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者から図面又は仕様書に基づく改造の請求があったときは、これに従うこと。
- 7 受注者の責に帰する理由によって、上記の完了期日に修繕を完了することができないときは、その理由を明らかにして期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして発注者の承認を受け、履行遅滞における損害金（請負金額相当額につき、遅延日数に応じ、年度当初における政府契約支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率で計算した額）を支払い、完了すること。ただし、計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を徴せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 8 修繕を完了したときは、書面で通知すること。ただし、修繕の完了は検査を受けて合格したとき（書面をもって受注者に通知される）とし、修繕の目的物は、直ちに引き渡すこと。なお、検査に合格しないときは、速やかに再度修繕を行い、再検査を受けなければならない。
- 9 本書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議の上、定めるものとする。